

問題8 行政計画に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。なお、解答に当たっては、最高裁判所の判例及び侵害留保説によること。

- 1 行政計画とは、一定の公の目的のために目標を設定し、その目標を達成するための手段を総合的に提示することであり、その策定に当たっては、常に法律の根拠を必要としない。
- 2 行政計画の策定をし、当該計画に伴い長期間にわたる土地の利用制限が行われたとしても、当該土地の所有者の損失は、一般的に当然に受忍すべきものとされる制限の範囲を超えて特別の犠牲を課せられたものということがいまだ困難であるから、当該土地の所有者は、直接憲法29条3項を根拠とし当該損失につき補償請求をすることができない。
- 3 私有地の代わりに公有地が利用できるにも関わらず、それを考慮せず、当時の建設大臣が都市計画決定をしたとしても、建設大臣の当該判断については合理性に欠けるものではないため、違法性の問題とはならない。
- 4 地方公共団体の工場誘致施策の変更を代償的措置を講ずることなく行うことは、それがやむを得ない客観的事情による場合であっても、当事者間に形成された信頼関係を不当に破壊するものとして違法性を帯び、地方公共団体の不法行為責任を生ぜしめる。
- 5 都市計画法に基づく都市計画としての、工業地域指定の決定は、抗告訴訟の対象となる行政処分にあたる。

問題9 行政裁量に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 公立学校の施設の目的外使用を許可するか否かは、当該施設の管理者の裁量に委ねられているが、学校教育上支障がない場合には、当然に許可しなければならない。
- 2 外国人の在留期間の更新事由の有無の判断については、法務大臣に広汎な裁量権が認められているため、当該判断に対して裁判所が審査をすることができない。
- 3 行政庁が原子炉設置許可処分を行う際に前提とした安全性に関する科学技術水準は、当該原子炉設置許可当時の水準に照らし審理、判断される。
- 4 公務員につき、国家公務員法に定められた懲戒事由がある場合に、懲戒処分を行うかどうか、懲戒処分を行うときにいかなる処分を選ぶかは、懲戒権者の裁量に任されているため、司法審査の対象とはなり得ない。
- 5 温泉の掘さくの許可を拒むか否かの判断は、行政庁の裁量により行うことができる。